

大阪市条例第60号

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、</p>

建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

- (2) その^{きょう}筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

[(3)~(5) 略]

- (6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること

- (7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること

[(8)~(10) 略]

- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること

- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること

- (13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

[新設]

[新設]

- (2) その^{きょう}筐体は不燃性の金属材料で造ること

[(3)~(5) 同左]

- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること

- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること

[(8)~(10) 同左]

- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること

- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること

- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ず

[14・15 略]

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること

[ア～エ 略]

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと

(18)・(19) [略]

[2 略]

(喫煙等)

第24条 [略]

[2 略]

3 指定場所（第1項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

[(1) 略]

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び喫煙所である旨を表示した標識の当該喫煙所における設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。）

[4～6 略]

ること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

[14・15 同左]

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること

[ア～エ 同左]

[新設]

(17)・(18) [同左]

[2 同左]

(喫煙等)

第24条 [同左]

[2 同左]

3 [同左]

[(1) 同左]

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び喫煙所である旨を表示した標識の当該喫煙所における設置

[4～6 同左]

(水噴霧消火設備等に関する基準)		(水噴霧消火設備等に関する基準)	
第41条 次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分には、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、それぞれ当該右欄に掲げるもののいずれかを設けなければならない。		第41条 [同左]	
防火対象物又はその部分	消火設備	防火対象物又はその部分	消火設備
[略]		[同左]	
令別表第1各項に掲げる防火対象物のうち、全出力1,000キロワット以上の燃料電池発電設備、変電設備、 <u>急速充電設備</u> 又は内燃機関を原動力とする発電設備のある場所	[略]	令別表第1各項に掲げる防火対象物のうち、全出力1,000キロワット以上の燃料電池発電設備、変電設備又は内燃機関を原動力とする発電設備のある場所	[同左]
[略]		[同左]	
[2・3 略]		[2・3 同左]	
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第24条第3項第2号の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準に関する経過措置)

- この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の大阪市火災予防条例（以下「新条例」という。）第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

(喫煙所の設置に係る措置の基準に関する経過措置)

- 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。